

(社) 日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会
第9回 返還廃棄物確認分科会 (F11SC) 議事録

1. 日時 2006年9月22日 (金) 13:30 ~ 15:30

2. 場所 (社) 日本原子力学会 会議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

(出席委員) 井口 (主査), 田辺 (副主査), 藤田 (幹事), 池田, 加藤, 高島, 塚本, 中條, 能浦, 三塚, 門馬, 吉田, 吉村 (13名)

(代理出席委員) 三浦 (越智代理), 黒木 (高橋代理) (2名)

(欠席委員) 山名 (1名)

(常時参加者) 金木, 加藤, 東, 明里, 長谷川 (5名)

(欠席常時参加者) 横山 (1名)

(発言希望者) 大河内 (1名)

(傍聴者) 佐藤, 関, 鈴木, 山口, 藤原 (5名)

(事務局) 厚

4. 配付資料

配付資料

F11SC9-1 第8回返還廃棄物確認分科会議事録 (案)

F11SC9-2 標準委員会の活動概況

F11SC9-3 標準委員会, 専門部会等でのご意見と対応案

F11SC9-4 返還廃棄物の確認に関する基本的考え方 (案)

参考資料

F11SC9-参考1 原子力学会標準の転載許諾手続きについて

5. 議事

(1) 出席委員の確認

事務局より, 16名の委員中, 13名の委員と2名の代理委員の出席があり, 決議に必要な委員数 (11名以上) を満足している旨の報告があった。また, 事務局より発言希望者として大河内 春夫 氏 (日揮 (株)) 及び長谷川 清光 氏 (原子力安全・保安院), 傍聴者として, 佐藤 康彦 氏 (東電環境エンジニアリング(株)), 関 義孝 氏 (財)原子力環境整備促進・資金管理センター), 鈴木 究 氏・山口 隆 氏 (関西電力(株)) 及び藤原 寛明 氏 (石川島播磨重工業)より届出が事前に出されており, 主査がこれを了承している旨, 紹介された。

(2) 前回議事録の確認

F11SC9-1の前回議事録は承認された。

(3) 標準委員会の活動概況

事務局より, F11SC9-2に沿って, 標準委員会の活動概況が紹介された。

(4) 人事について

事務局より, 吉澤常時参加者の解除が報告された。また, 長谷川 清光 氏 (原子力安全・保安院) が常時参加者への登録を希望されている旨報告され, 決議の結果, 承認された。

(5) 標準委員会, 専門部会等でのご意見と対応案及び返還廃棄物の確認に関する基本的考え方 (案) について

F11SC9-3及びF11SC9-4に沿って, 下記の訂正を含め資料の説明が行われた。

・ F11SC9-3のページ数を以下の通り訂正

➤ 分科会幹事の修正提案 (本文, 解説) : No.3の本文P2をP3に, No.8~11の解説P54をP55に, No.12の解説P57をP58に訂正

➤ 分科会幹事の修正提案 (附属書) : No.11の附属書9 P50, 51をP51, 52に訂正

・ F11SC9-4の本文5.2 f) 容器閉じ込め性については, 「返還廃棄物の容器閉じ込め性が貯蔵施設の受入基準を満たすことを空容器及び溶接部の記録から確認する。」といった文章に訂正

なお, 本日の議論を反映した修正版については, 各委員にて最終チェックし, 9月末までに幹事にてコメントを集約することとなった。

主な議論:

・ 適用範囲については, 解説に記載のあるように, 高レベルガラス固化体(英国)及び固型物収納体(仏国)とすべき

である。

- 容器形状(肩部・底部)とはどの部位の寸法をいうのか説明を追加すべきでは。
- 容器についての確認項目は、他に外径、高さ、厚さがあり、それ以外の部位ということで説明は不必要と思う。
- 「代表値」は適用性を確認されたものについて確認するので、「代表値の適用」という表現はおかしいのでは。
- 「代表値」としてはリクワイアメントに適合しているかどうかを問わない。「代表値の適用」において、信頼性の確保が為される。
- 5.2 f)容器閉じ込め性についての改訂文を今審議しておくべき。
- 赤字訂正した元の文章、即ち、空容器及び蓋溶接部が所定の基準を満たしていることを確認する、としては。
- 他の事項の記載では「貯蔵施設の受入基準を満たす」となっている。同様に、貯蔵施設の受入基準を満たすことを、一方は漏えい率検査により確認し、他方は空容器及び蓋溶接の記録により確認する、とすべきでは。
- 容器閉じ込め性については、二箇所に説明が分かれているが、「検査及び製造品質記録による確認の方法」という項目を追加すれば分かりやすくなるが。
- 漏えい率の検査とすると、その判定基準として漏えい率いくら以下といった数値は示せるのか。検査と記録確認の二つで「施設の受入基準」を満足すると認識しているが。
- 同じ確認項目であるならば、5.1 b)と5.2 f)の文章は同じであるべき。
- 仏国側での検査で漏えい率いくら以下という数値は出るか。
- 仏国での検査と日本での検査は同じ。事業所外廃棄確認では、溶接製造記録と両方で問題がなければ健全としている。
- 固型物収納体についてはどうか。
- 検査の詳細については、未定である。
- 表現について5.1 b)と5.2 f)は目的が同じで手段が異なるので、前者は「～貯蔵施設の受入基準を満たすことを漏えい率により確認する。」、また、後者は「～貯蔵施設の受入基準を満たすことを空容器及び蓋溶接の記録により確認する。」としてはどうか。→拝承
- 5.2 g)はc)と記載が重複しており、削除すべき。
- 5.1 d)線量率の記述で、「表面線量」は「表面線量率」とすべき。
- 5.5 確認の実施場所の記述で、「国内(受入時に)」は「国内で(受入時に)」とすべき。
- 5.1と5.2で「それぞれ次ぎの方法とすることが出来る。」と記述しているが、容器の閉じ込め性のように両方に出てくる項目は、どちらか楽な方を選択できると解釈されないか。
- 5.1と5.2それぞれに記載しており、問題は生じないのでは。
- 「することが出来る」の方が将来の柔軟性があると思う。
- 6.2の1)の「製造品質記録の妥当性確認」については、a)の製造管理計画やb)の品質保証計画のように計画の妥当性を確認するわけではないので、「製造品質記録の確認」とすべき。
- 4.2 処分の安全評価への対応の記述については、「・・・適宜把握することが望ましい。」を委員の総意とするか。→各委員合意
- 附属書2の表2の表題「・・・必要なデータ」は、分科会で安全評価を行った訳ではないので、本文4.2の記述に合わせ「・・・必要になると想定されるデータ」とすべきではないか。
- 附属書2の2.の文章中の「必要なデータ」と併せ修正する。
- 附属書7では、どういう記録に基づいて確認するかが書かれる箇所であり、「なお、製造品質記録による確認方法は、製造品質記録の信頼性を確認するための抜き取り検査や監査を含む。」は馴染まず、また本文で信頼性の確保についての記載があり、重複しており不必要ではないか。
- 本文5.4の規定が後で追記された経緯があり、今は削除して問題ない。
- 附属書1付図1の注書きは、本文5.5 確認の実施場所の記述との整合性から削除すべき。
- 解説5.4 確認方法の信頼性確保の記述で、「返還廃棄物製造時の予防保全・・・」は、測定器の校正等製造時だけに限定できないので、製造時を削除するとともに順序を変え、「自動化、設備の予防保全、監督者による監視・・・」としては。
- 附属書1付表3及び付表4の「記録の信頼性」の欄の記述で、「製造品質記録に対する第三者機関による監査・・・」は、記録の監査だけしか行われていないように読み取れるので、「製造品質記録についての・・・」とすべき。
- 同じ表の「発熱量」の「記録の信頼性」の欄で、「・・・評価できる。」の説明はこの項目だけに記載があり、不必要ではないか。
- 発熱量を放射性物質の崩壊エネルギーから求めており、次に続く記述の理解のために書かれている。
- 発熱量の式のところを「合理的な実施の可否」の欄に移した方がよくないか。
- 現状の欄でも良いと思われるが検討する。
- 同付表4の「容器閉じ込め性」の「選定根拠」の欄の記述に、かぎ括弧の消し忘れがある。
- 今回、本会の趣意書にある記述から冒頭の「まえがき」を追記しており、ご確認頂きたい。日本文が確定すれば英訳する予定。
- 「まえがき」で固型物収納体でなく「低レベル廃棄物」とした理由は。
- CSD-Bも考慮してそのように記載している。
- 解説2. 引用規格については「特になし」としているが、「本文2による」等の記述を入れるのが一般的である。

(6) 標準原案の決議について

主査より、本日の議論を踏まえ、コメントを反映した標準原案について、10月11日に開催予定の原子燃料サイクル専門部会へ本報告する旨説明があり、委員の了承を経て決議することとした。

決議の結果、賛成15、反対0、棄権0（出席委員の3/4以上で可決、15名の委員で実施）で、原子燃料サイクル専門部会へ本報告することが承認された。

6. その他

a. 事務局より、原子力学会標準の転載許諾手続きについてF11SC9-参考1に沿っての説明と分科会委員への下記の協力依頼があった。

a) 公衆審査前に転載許諾リストを作成し、事務局へ提出

b) 転載許諾確認要の引用文献については、文献のコピーの事務局に提出

主な議論：

- ・ 転載許諾の要否判断は事務局が最終判断するのか。
- ・ 事務局で確認して標準委員会に報告することになる。

b. 事務局より、次回の分科会が開催されない場合は、今回の議事録が承認されず公開されない状況で公衆審査に入るため、開催されない場合は、公衆審査前に事務局よりメールにて議事録承認の確認をすることが提案され、了承された。

以上